

熊本市交通事業運営審議会運営要綱

制定 平成31年 4月 1日交通事業管理者決裁

改正 令和 2年 8月 3日交通事業管理者決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊本市附属機関設置条例（平成19年条例第2号）第3条の規定に基づき、熊本市交通事業運営審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 熊本市交通事業の運営に関すること
- (2) その他重要事項に関すること

(組織)

第3条 審議会は、6名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから交通事業管理者（以下「管理者」という。）が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 交通事業運営に関する知識経験を有する者
- (3) 公募による市民
- (4) 前3号に掲げる者のほか、管理者が必要と認める者

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、会長は委員の互選によりこれを定め、副会長は委員のうちから会長が指名する。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は2年以内とし、再選を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下、会議という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

3 前項の規定にかかわらず、会長は、災害その他の事情により会議を招集することが困難であると認めるときは、会議の招集をせず、議事に関し書面その他の方法により審議

をすることができる。

4 会長は、必要があると認めるときは、関係者に会議への出席を求め、その意見を聴き、又は当該者に資料の提出を求めることができる。

5 会議は公開とする。

6 会長は、前項の規定にかかわらず、会議を公開することが適当でないと認めるときは、これを公開しないことができる。

(事務局)

第7条 審議会の庶務は、交通局総務課において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めのない事項及び施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年8月3日から施行する。